

スマートフォンなど情報通信技術を使って、離れた場所にいる患者を診る「オンライン診療」について、厚労省は3月9日、初の指針案を示した。

初診時や新たに薬を処方する場合は原則、対面診療を行い、患者との関係ができてからオンライン診療を行うなど、医師が守るべき事項を列挙している。オンライン診療を対面診療の補完と位置付け、適切な普及につなげるのが狙いである。

指針案は3月9日開かれた同省の有識者検討会で議論され、3月中に決めるという。

診察は医師が患者と対面するのが原則で、オンライン診療はへき地や離島など一部で認められていた。2015年、厚労省が全国のオンライン診療を事実上解禁すると急速に拡大した。

オンライン診療のアプリを作る複数の企業によると、実施施設は少なくとも1700施設以上あるという。しかし、睡眠薬や美容目的の保湿クリームなどを患者の状態を確認せずにオンライン診療で処方するなどの問題も指摘された。

指針案では、オンライン診療は、触診ができないなど得られる情報が限られることから、対面診療と組み合わせる必要があるとした。

実施前に患者に利点と不利益を説明し、オンライン診療で行う治療内容について合意を得ることが必要だと注意を促した。なりすましを防ぐため、医師は運転免許証などで患者が本人かどうか確認するとしている。こうした事項は、安全性を保ち、効果的な問診を行うために医師が最低限守るべきだと指摘している。指針を守れば医師法に触れないと明記した。

医療機関は4月から生活習慣病の診察や在宅医療などの分野でオンライン診療に診療報酬を請求できるが、同指針の順守が求められる。(2018.03.09)